

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

#### (1) 商業・法人登記手続の変更

① 以下の申請書様式において、「添付ファイル一覧」画面で設立登記に係る任意の書類が添付可能となります。

- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)

② 一部の申請書様式における添付書類の必須欄を修正します。

(ア) 以下の申請書様式において、「設立時代表取締役の印鑑証明書」及び「設立時取締役及び設立時監査役の本人確認証明書」の添付書類の必須欄を空欄にします。

- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)

(イ) 以下の申請書様式において、「設立時取締役及び設立時代表取締役の印鑑証明書」及び「設立時監査役の本人確認証明書」の添付書類の必須欄を空欄にします。

- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)(電子証明書発行同時申請用)

・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置)(定款認証・電子証明書発行同時申請用)

(2) Microsoft Windows10 の Internet Explorer 11 のサポート終了に伴い、Google Chrome で申請用総合ソフトを使用した際、従来提供している機能と互換性のない事象について解消する。

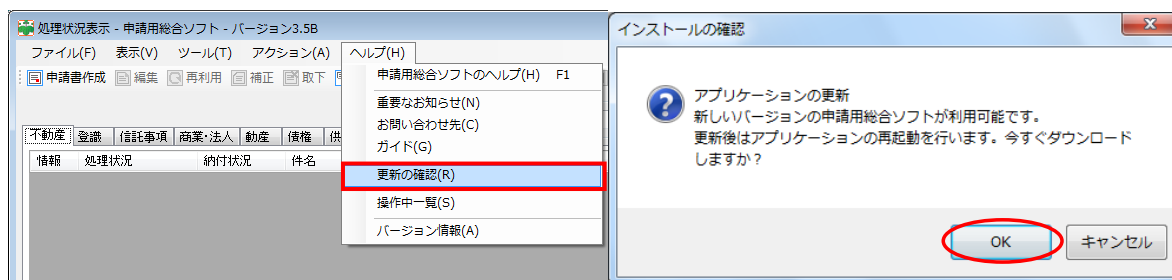
## 2 バージョンアップの方法

令和4年4月28日(木)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができませんので、予めバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイア

ログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

### 3 注意事項

#### (1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

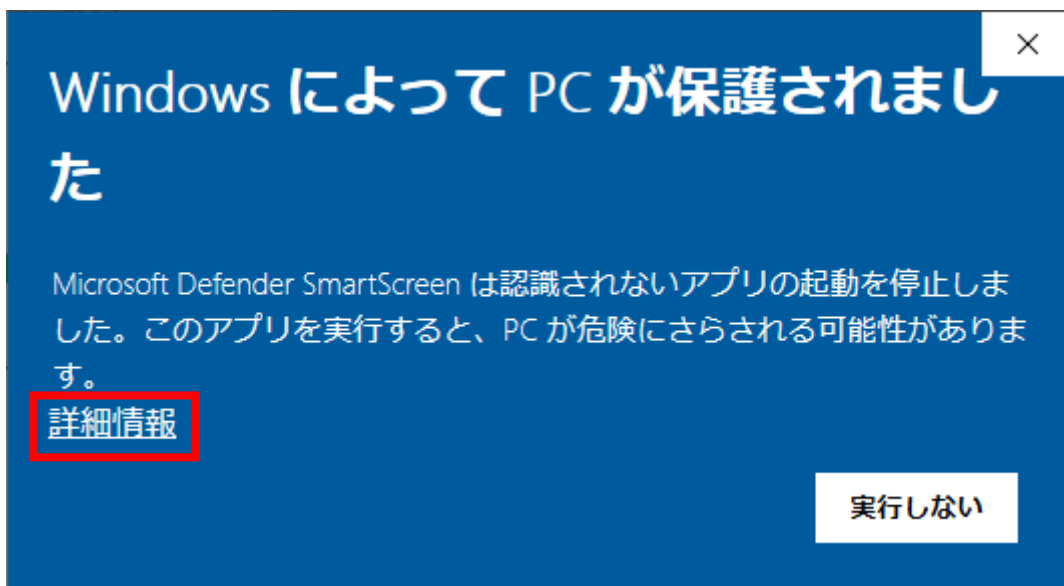
上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。

#### (2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。





### (3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存、ファイルの添付など)を行った際に、エラーとなる可能性があります(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。